

日本基礎老化学会 理事選挙内規

1. 選挙で選ばれる理事の数は8名。
2. 理事の被選挙権は11月末までに、本年度までの年会費が納入されており、かつ正会員歴が5年以上の正会員（理事、評議員を含み、学生、名誉、賛助会員は除く）とする。また、理事就任年度の4月1日現在、65歳以下であることとする。理事の連続4期の重任はできない。
3. 理事の選挙権は正会員（理事、評議員を含む）とする。ただし3年間会費納入がない正会員は除く。学生、名誉、賛助会員は除く。
4. 理事候補者の募集は投票開始2ヶ月程度前（12月中旬頃予定）にA) 正会員からの立候補者募集、B) 現理事、現評議員からの理事候補者推薦、の方法で候補者の募集を行う。募集期間は1週間とする。
5. 理事候補者の選出は理事応募者から理事会が理事候補者を選出し、e-mailで会員へ告知する。e-mail addressを持たない会員へは郵送する。
6. 告知から2週間程度後に投票を開始し、投票期間は1週間、WEBによる電磁投票を行う。ただしe-mail addressなしの会員は投票用紙の郵送での投票を受け付ける。
7. 投票は連記無記名投票（1～8名の理事候補者の連記）とする。有効投票率は定めない。
8. 選挙結果の開票および候補者の募集に関しては選挙管理委員会がこれに当たる。
9. 同点得票を得た場合はA) 年齢が若い候補者を当選とする、B) 年齢が同じの場合は女性候補者を当選とする。以上でも決しない場合は理事会が決定する。
10. 理事の選挙結果は会員へのe-mail、学会ホームページ、および学会サーキュラーに広告する。また公式記録として残す。
11. 選出された理事は任期発効（4月1日）までに互選によって理事長を「理事長選出方法に関する内規」に則り選出する。ただし、理事長の重任は2期までとする。互選に関わる事務は選挙管理委員会がこれにあたる。同時に4月1日以降に臨時新理事会を開催し、新理事長の承認を得る（会則第12条）。理事長の互選結果は会員へのe-mail、学会ホームページ、および学会サーキュラーに広告する。また公式記録として残す。
12. 理事の辞任により欠員が生じた場合は選挙管理委員会のもとで補選を行う。

日本基礎老化学会選挙管理委員会

委員長 樋口 京一 （信州大学）

委員 内田 さえ （東京都健康長寿医療センター研究所）

委員 本山 昇 （椙山女学園大学）

委員 森 亮一 （長崎大学）

令和2年8月18日 施行

令和4年6月7日 一部改訂